

旅行日

2月7日(日)~12月9日(火)

宿泊ホテル

休暇村 南伊豆(和室1室1名~4名) 南伊豆温泉 伊東温泉 ホテルラヴィエ川良(和室1室1名~4名)

お一人様 (1室2名様以上利用 八戸駅発着料金)

上記料金にはJR代が含まれていません。 次の料金を加算してください 河津七滝 初景滝

大人の休日倶楽部パス会員の方の(大人の休日パスを別途購入いただきます)

大人の休日パス会員の方は申込時に会員である旨をお知らせ願います。 大人の休日パスは当社からの指定列車のご案内後、お客様自身にて準備いただきます。

大人の休日パス会員で無い方は(次の差額料金を加算してください)

土肥金山小判(イメージ

八戸駅発着の方は40,900円増し 七戸十和田駅発着の方は41,600円増し 新青森駅発着の方は42,300円増し 大湊(下北)発着の方は45,000円増し 二戸駅発着の方は40,300円増し。 盛岡駅発着の方は38,900円増し。

共通項目

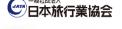
- \*ホテルの部屋を1名1室利用の場合2泊で@16,200円増しとなります。
- \*お一人様での参加の方は@16,200円増しとなり2泊とも1名1室利用となります。

申込み締切日 11月14日 募集人員15名(最少催行人員8名)



観光庁長官登録第1046号

八戸本社(0178)44-8181



旅行業公正取引

旅行企画実施

三八五観光

総合旅行業取扱管理者 戸崎浩之

むつ支店 (0175)22-1188

十和田支店(0176)23-8282

盛岡支店(019)656-1385

# 旅行条件書(要旨) 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」、及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

詳しい旅行条件を説明した書面がございますので、事前にご確認の上お申込み下さい。

### 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、三八五観光株式会社「観光庁長官登録旅行業第1046号」(以下「当社」といいま (3) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。 す。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 8. 当社の責任及び免責事項 (以下「旅行契約」といいます。) を締結することになります。
- (2) 旅行条件につきましては、この本旅行条件書によるほか、パンフレット類(日程表が記載)又 は確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。

### 2. 旅行の申し込みと契約の成立

(1) 旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代 金、取消料、又は違約料の一部として取扱います。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、由 込金を受領した時に成立するものとします。

## (2) 申込金(お一人様)

旅行代金	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満	10万円以上
申込金	12,000円	20,000円	30,000円

### 3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14 日目に当たる日より前にお支払い いただきます。それ以降のお申込みの場合は当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

### 4 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12 歳以上の方はおとな代金、満6 歳以上 (航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

## 5. 旅行代金に含まれるものと含まれないもの

- (1) 旅行日程に記載した交通費、宿泊費、食事代、入場料、拝観料等及び消費税等諸税、及び添乗 員同行費用が含まれます。
- (2) 旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的費性質の諸費用は含まれません。

## 6. お客様による旅行契約の解除

お客様はいつでも次に定める取消料をお支払いいただいて旅行契約を解除することができます。 尚、下表でいう「旅行契約解除期日」とは、当社の営業時間内に解除する旨をお申していただ

き、当社が確認したときを基準とします。

旅行	取消料		
旅行開始日の前日から	20日前から8日前まで	旅行代金の20%	
起算してさかのぼって	7日前から前々日まで	旅行代金の30%	
	旅行開始日の前日	旅行代金の40%	
-	旅行開始日当日	旅行代金の50%	
	無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%	

## 7. 添乗員等

旅行名

(1) 添乗員の同行の有無は、パンフレット等に明示します。

- (2) 添乗員の行うサービスの内容は、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務とします。

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様 に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算 して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して14 日以内に当社に通知があった場合に限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は 重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

## 9. 特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体に被られた 損害については旅行業約款・特別補償規定のさだめるところにより、一定の補償金及び見舞金を 支払います。但し自由行動の山岳登はん、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭 乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故による ものであるときは当社は上記の補償金及び見舞金を支払いません。

### 10 お客様の青仟

お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客さまが当社約款の規定を 守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

## 11. 旅程保証

当社は、別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に一定の率を乗じた変更補償 金をお支払い致します。詳しくは、別途お渡しする旅行条件書(全文)でご確認下さい。

## 12. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件は2025年10月を基準としています。また、旅行代金は2025年10月1日現在 有効な運賃規則を基準としています。

## 13. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡 のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関等の 提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させて いただきます。この他当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービス のご案内、当社の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、 各種アンケートのお願い、お客さまの次回お申込の際の簡素化、特典サービスの提供等にお客さ まの個人情報を利用させていただくことがあります

## 14. その他

本旅行条件、又はパンフレットに定めのない事項は当社旅行業約款・募集型企画旅行の部により ます。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

申し込み日

年

月

 $\Box$ 

# 旅行申込書

※パンフレット、旅行条件の記載内容を確認し、旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関その他への個人情報の提供について同意の上、 以下の旅行に申し込みます。

	氏 名	年 齢	性別	住 所	備考
1			男•女	Ŧ	
				連絡先(電話番号)	
2			男•女	₸	
				連絡先(電話番号)	
ω			男•女	₸	
				連絡先(電話番号)	
4			男•女	₸	
				連絡先(電話番号)	